

## 第26章. 透明性及び腐敗行為の防止章

### 1. 透明性及び腐敗行為の防止章の概要

透明性について、締約国は、本協定の対象となる事項に関する法令等を公表すること、意見提出のための合理的な機会を与えること、行政上の行為の審査及び是正のための司法裁判所等を採用し、又は維持すること等を規定。

腐敗行為の防止について、締約国は、国際的な貿易又は投資に影響を及ぼす事項に関連する腐敗行為等を除去するために必要な措置を採用し、又は維持すること等を規定。

### 2. 主要条文の概要

#### ● 第A節（定義）

本章における用語の定義について規定。

#### ● 第B節（透明性）

##### ○公表（第26. 2条）

締約国は、本協定の対象となる事項に関する法令、手続及び一般に適用される行政上の決定を、利害関係者及び利害を有する締約国が知ることのできるような方法により速やかに公表し、又は入手可能なものとすることを確保すること、可能な限り、とらうとする措置を事前に公表し、並びに利害関係者及び他の締約国に対して当該措置の案に関する意見提出のための合理的な機会を与えること等を規定。

##### ○審査及び上訴（第26. 4条）

締約国は、本協定の対象となる事項に関する最終的な行政上の行為の速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正のため、司法裁判所、準司法的な機関若しくは行政裁判所又は司法上、準司法上若しくは行政上の手続を採用し、又は維持すること等を規定。

##### ○情報の提供（第26. 5条）

締約国は、措置の案又は実際の措置が、本協定の運用に著しく影響を及ぼすおそれがあり、又は本協定に基づく他の締約国の利益に実質的に影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、可能な限り、当該他の締約国に対して当該案又は当該措置を通報すること等を規定。

● 第C節（腐敗行為の防止）

○腐敗行為と戦うための措置（第26.7条）

締約国は、国際的な貿易又は投資に影響を及ぼす事項について、公務員に対し、当該公務員が公務の遂行に当たって行動し、又は行動を差し控えることを目的として、当該公務員又は他の者若しくは団体のために不当な利益を直接又は間接に約束し、申し出、又は供与すること等を故意に行うことを犯罪とするため、必要な立法その他の措置を採用すること等を規定。

また、締約国は、腐敗行為を防止するため、帳簿及び記録の保持、財務諸表の開示等に関する自国の法令に従い、第C節に定める犯罪を行うことを目的とする行為（簿外勘定を設定すること、帳簿外での取引又は不適切に識別された取引を行うこと、架空の支出を記載すること等）を禁止するために必要な措置を採用し、又は維持すること等を規定。

○腐敗行為の防止に関する法律の適用及び執行（第26.9条）

締約国は、自国の法制の基本原則に従い、一連の作為又は不作為を貿易及び投資を奨励する手段として継続し、又は反復することにより、腐敗行為と戦うための措置に関する法令その他の措置を効果的な執行を怠ってはならないこと等を規定。

○民間部門及び社会の参加（第26.10条）

締約国は、自国が有する手段の範囲内で、かつ、自国の法制の基本原則に従い、国際的な貿易又は投資に影響を及ぼす事項における腐敗行為の防止及びこれとの戦いについての企業、市民社会、非政府機関、地域社会の組織等の公的部門に属さない個人及び集団の積極的な参加を促進するため、並びに腐敗行為の存在、原因及び重大性並びに腐敗行為がもたらす脅威についての公衆の意識を高めるため、適当な措置をとること等を規定。

○他の協定との関係（第26.11条）

本協定のいかなる規定も、国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約等に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない旨を規定。

○紛争解決（第26.12条）

第28章（紛争解決）の規定は、第C節の規定については、本条の規定によって修正して適用すること、締約国は他の締約国の措置が第C節の規定に基づく義務に適合しないと認める等の場合において、締約国間の貿易又は投資に影響

響が及んでいると認めるときに限り、本条及び第 28 章に規定する手続を利用することができること等を規定。

● 医薬品及び医療機器のための透明性及び手続の公正に関する附属書

締約国は、国民のための質の高い医療及び公衆衛生の継続的な改善を円滑にすることを約束すること、これらの目的を達成するに当たっての公衆衛生の保護及び促進の重要性、質の高い医療の提供に当たっての医薬品及び医療機器が果たす重要な役割等の原則の重要性を確認すること等を規定。

また、締約国は、自国の保健当局が新たな医薬品又は医療機器に対する保険償還を目的とする収載のための手続を運用し、又は維持する場合、かかる収載のための全ての正式かつ適切な申請の検討を一定の期間内に完了することを確保すること、手続規則、方法、原則及び指針を開示すること等を規定。